

都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 6 年 12 月 23 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 31 号

都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例

都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年都留市条例第
17 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 175」を「100 分の 185」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正後の都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関
する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和 6 年 12 月 1 日
から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の都留市議会の議員の議
員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改
正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。